

第三十八回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第三号

昭和三十六年四月四日(火曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 竹山祐太郎君

理事青木 正君 理事首藤 新八君

理事丹羽喬四郎君 理事早川 崇君

理事中田柳右衛門君 理事佐野 憲治君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

理事島上善五郎君 理事堀 昌雄君

思います。

○安井国務大臣 従来の選挙制度調査

会は、総理府設置令で調査会を置くこ

とができるという方針に基づきまし

て、いわば政府が任意に置いて、適当

に必要な答申をお願いする、こういう

建前になっておりました。今度のもの

は、そういうことでございまして、

同じ総理府に置きますが、初めから法

制的な根拠を持ちまして、設置法とい

う形で審議会をお願いいたしました。

さらに、その審議の内容あるいは構成

メンバー、任意といったような点もあ

らかじめ明確に法律で定めまして、具

体的に選挙制度の調査、あるいは改正

案についての御審議を願うということ

にいたしておるわけでございます。

○堀委員 いずれも諮問機関でありま

すから、この前の調査会でも、この第

二条に掲げるようなことは、諮問をす

ればできたと思えますけれども、その

点はいかがでございましょうか。

○安井国務大臣 それは御説の通りで

ございます。

○堀委員 そういたしますと、この法

案の中でこの前の選挙制度調査会と異

なるのは、私は、政府みずからがこ

ういう法案を作つて、政府自身をある

程度に規制をするといえますか、コ

ントロールする意味でできた法案とい

うような感じがしてゐるわけでありま

すけれども、この前の調査会でも、諮

問機関でありますから、政府が諮問し

さえすれば、ここにあるようなことは

できますし、さらに、政府が答申を尊

重しようとするればそれなりにできるこ

とで、今度はそれがたまた具体的に

これまでの一種の内部的な政令が何か

でいろいろなことが書いてございま

したけれども、それを法律に書き直し

た、あるいはその審議会から答申が

あつたときは尊重しなければならな

い、逆に政府が政府自身を拘束しな

ければならぬような法案を出してきた

ことについては、われわれは、どうも普

通に考えると、そういうものはなくて

もできるようなでなければならぬので

ないかと思ひますけれども、その点

いかがでしようか。

○安井国務大臣 お話の通り、選挙制

度調査会にいたしましたも、この答申

を尊重しなければならぬということ

は、趣旨としてはその通りでござい

ますが、今度、今申し上げましたよう

に、さらに政府が、この選挙の關係全

般にわたつて、むしろ積極的に、

一つ具体的な御検討を願うという意思

を強く出しておる、それがこういう形

になつてきておるというふうに御理解

願えればと思ひます。

○堀委員 気持の問題だけでございま

すと、これは積極的、具体的にやりた

いんだとおっしゃるならば、われわれ

はそれなりに承りますけれども、問題

は、選挙制度調査会が行なわれてお

りました時代でも、答申が出ると、任期

が切れても委員を補充しなかつた、少

なくとも、何か問題があれば調査会

の委員は委嘱されるけれども、問題の

場合には、たしか一年くらい委員が

委嘱されないといふなしのときがあつた

ように私は思つておりますが、今後

は、この審議会については任期が一年

となつておりますが、どういう取り扱

いで臨まれるのか。依然として、この

前のように何かの問題で答申をされる

と、次に答申をしないだけではなく、

委員も任命しないというようなことが

今後も行なわれるのかどうか、この点

を一つ。

○安井国務大臣 これは、一年の任期

の間に選挙に関するいろいろな懸案につ

いての御答申を願いたいという趣旨で、

期限も急いで切つておるわけでありま

す。従つて、その中間で答申案が何か

の形で出た場合には、あとはあとで

さらに検討する必要がある、あるいは政

府として、もう少しこういった問題も

追加して願いたい、こういう状況になれ

ば、その年度内におきましてはさらに

補充といひますか、御検討を願うとい

うこともあり得ると思ひますが、それ

は答申の出方によろいかと思ひます。

○堀委員 第二条には、はっきりと一

から四までについて項目があげられて

おります。ですから、審議会がもし設

置をされますならば、おそろしく、次の

各号に掲げる事項に関し、内閣総理大

臣の諮問に応じて調査審議する」とあ

りますから、諮問がなくとも——諮問

は当然されると思ひますが、当然、こ

の四つの項目については、何らかの答

申を審議会にはしなければならぬ責任

が負わされてゐる。おまけに、これは

任期が一年でございまして、これだ

けで見ると、この四項目について

は一年以内に答申があるものと私も

は理解するわけでありまして、今の

話では、そこは何かちよつと部分的に

出て、あとにも残るといふような答

えがあつたように承つたのですが、ど

うなのか、全部の項目について、一応

の答申は一年以内にあるものと理解し

てよろしいのか。

○安井国務大臣 建前はそういうつも

りでございまして。ただ、審議会の運

営は審議会におまかせいたしますので、

どういふ形で出て参りますかは別とし

て、この法律の建前あるいは政府の期

待いたしてあります建前は、一年以内

にこれだけの項目についての御答申を

願う、こういうことでやつておりま

す。

○堀委員 そこで、この法律にこうい

うふうな項目が書かれて参りますと、

次にちよつと問題が出て参るのは、こ

の四つの項目について、もちろんペン

ディングになつたような答申が出るか

もしれませんが、一応形を整え

た答申が四つ全部出たといひます

と、この審議会は、委員の任期は一年

ですが、審議会そのものは何年一年と

限られてゐるわけではないのです。委

員の任期が一年で、そこで全部の答申

が出てしまつと、一体あとはどうなる

かというところを一つ伺つておきた

い。

○安井国務大臣 今申し上げましたよ

うに、私どもは、これは一年以内にこ

ういった問題についての御答申を願

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

ということをお願いいたしておりますが、審議会の運営の御都合でどういう形の答申が出ますか、これはそのときによって、またいろいろ形も扱い方も違おうかと思っておりますが、この審議会そのものは、これは任期が一年で消滅するという趣旨ではございませう。委員の任期を一年にいたしました——この年にしたという意味は、一年以内に、一つこうして法律でできている問題につきましては一応の御答申をお願いしたい、こういうつもりでおります。

○堀委員 私も今そのように理解しているわけですが、たとえば、一の「公の選挙及び投票の制度に関する重要事項」ということで、一つ答申が出たといいたしまして。おおむね現在われわれが考え得る、こういう問題についての重要事項の答申がすべて一応出たというふうになりますと、この審議会の委員の任期は一年で、審議会は済んで、次に委員の新しい指名が行なわれる。そうすると、一の「公の選挙及び投票の制度に関する重要事項」は、もうそのあとの委員は審議をしなくなると思ひます。一事不再議といひますか、そこまで厳密であるかどうかかわりませんが、前の審議会はこういう答申をしたが、次の委員がかわるとまた別の答申が出たということでは、審議会の運営上問題があるうかと私は思ひますから、一応はやはり一つの問題についての答申が出れば、これが審議会の答申なんですから、委員がどうかわろうとこれについては触れない。そういうふうには、一、二、三、四といひきまして、たまたま一年以内に全部必要にして十分なる答申が出たといひ

ましよう。これは仮定の問題でありまして、将来の問題になるが、全部出たとすると——これには法律としてもうこれだけ書いてないんですよ。法律としてこの審議会がやることは一から四までのことになっているわけですから、そうすると、もう全部出たもので、この審議会に委員を委嘱しても、やることはなくなるわけですね。その限りにおいてはなくなる。十年も二十年も先になれば別でしょうが、この答申が出来たものを、また来年委員を委嘱して、同じ問題をやらなければならぬような御答申が出るのではありませんから、そういうことになつてきたときにおける審議会のあり方は、全部答申が出たら、委員は次には委嘱をしないのか、答申すべきものがなくても委員を委嘱することになるのか、ここは私、ちょっと問題が残つてくるんじゃないかと思ひます。

○安井国務大臣 答申の出方にもよろうかと思ひますが、問題が依然として残るようでありましたれば、むろん継続してまた委員の任命はいたす。また、全部出ましたためにもう必要がないというふうな事態がありますれば、そのとき、その状況によって一度考えたいと思つておりますが、趣旨は、この一年以内に全体的な御答申を願うという趣旨で出しておることは事実でござい

ましよう。私がそこにこだわつておりますのは、今度は、今大臣もおつしやつたように、積極的、具体的に、一年以内にどうしても出たいという、これはわれわれも賛成なんです。その限

りにおいて別に反対ではございせんが、審議会を法律によつてきめて、その審議するいろいろな項目までもきめてということになりますと、それが、そのこと自体では時間的な立法といひますか、選挙制度をいろいろと論議をしていくために、長く制度として設けるものであるというものの考え方一つあると思うのです、それと、やはり問題があるから、その問題のために設けられるのだ、問題が終ればこれはなくなるのだ、こういう審議会のあり方、私は基本的には二つあると思うのですが、これを見てお

りますと、これだけの四つの問題に限つておりますから、この四つの問題だけのために審議会が設けられた、こういうふうな理解をすることになると、これは一種の時間的な委員会、こういう理解をせざるを得なくなる。しかし、法案の持つておる性格は、どうも感じとしては何か長いものをねらつてい

うな感じもあるし、そのところは一体どうなのかということをおつしとお伺ひしておきます。

○安井国務大臣 形式的に申しますと、審議会そのものは時間的なものじゃないわけでありまして。しかし、諸般の情勢から見まして、委員の任期も一年にいたしまして、全般的な問題はできる限り早くやつていたきたいといううことをお願いするわけでありまして、それが一応、これだけの四つの項目が全部答申がたいたしたといひましても、その後の状況において、さらにいろいろ御検討願う問題のある場合もあるかもしれませぬし、あるいは、なければしばらく休火山にしておくと

が、これは一度、一年以内での御答申の出た場合によつて扱ひ方は考慮したい、形式的に言ひますならば審議会そのものは時間的なものじゃない、こういうふうな考えです。

○堀委員 そこで、今度は少しこまかく伺ひますけれども、第二条の一に「公の選挙及び投票の制度に関する重要事項」とございまして「公の選挙」といふ言葉の持つております範囲といひますか、内容的なもの、これは一体どの程度までのものをさしておられるのか、ちょっと伺ひたいと思ひます。

○安井国務大臣 選挙局長から答弁させます。

○松村(清)政府委員 「公の選挙」と申しますのは、こういうふうな解しております。法令に基づく選挙であつて、広く国民または住民一般が参加するもの、こういうふうな解して、具体的に申し上げますと、国会議員、地方公共団体の議会の議員、長、それから市町村の農業委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員の選挙、こういうふうに具体的には考えております。

○堀委員 この間ちょっとここで井堀さんから尋ねになつたのでありますけれども、そういういたしますと、選挙という言葉の内容になると思ふのです。たとえば、参議院の選挙、全国区がどうなるかといううなことを含めてこれは論議の対象になる、こういうことではございませうか。

○安井国務大臣 その通りでござい

は、そういう地方区、全国区のあり方をも含めるといふようなことになる、実は私がさつきいろいろ議論しておりました中ですが、一体そういう問題にまで一年以内の答申が期待できるのかどうか、自治省としては、そういう基本的な問題に対して、大体どのくらいの間でそういう結論を希望するのか、あるいは委員会が任意的に、そういう制度の問題には触れないといふような形をとるならば、それなりに終わるのか、そこら辺は、自治省としては一体どういふふうな考えておられるか。

○安井国務大臣 これは審議会自体がお考えいただくことでございまして、われわれとしては、この法律に並べておきます四つの条項についての御答申を一応願うという趣旨で作りますし、その委嘱もするわけでございまして、あとの扱いにつきましては、委員会自体の運営に待つというふうな

と思ひます。

○堀委員 ちょっとそこでよくわからないことが出て参りますのは、「審議会は、次の各号に掲げる事項に關し、内閣総理大臣の諮問に應じて調査審議する。」といううことが出ておるわけですね。そうするとその諮問のあり方が、私はいろいろと問題になつてくるんじゃないかと思ひます。今私が伺つたように、「公の選挙及び投票の制度に関する重要事項」について答申を求めるなどといううな諮問がもし出されるならば、そこには、非常に委員会自体の答申に対するあり方が千差万別で、政府の期待したものと答申自体との間が必ずしもつながらないようなことが起こる可能性が、私は非常に多いと思ふ。

そこで、一つ伺いたいのは、「内閣総理大臣の諮問に依る」という、この諮問は、次に掲げる項目の中で全部ならずと並べて、次に掲げる項目を諮問するということのような諮問が行なわれるのか、ある程度、諮問については限られた範囲の問題が順次諮問をされるのか、諮問のあり方は一体どういうことになるのか、ちょっと伺いたい。

○安井国務大臣 これはもう政府の期待をいたしましては、四つの項目について御答申を願うという期待をしておるわけでございますが、これは審議会ができました上で、さらに、その運営なりやり方については、これは政府も御相談をした上で、いろいろ具体的な諮問の扱い方等も考えたいと思っております。全体をいたしましては、四つの問題についての御答申を期待しておるといふことでございますが、それじゃ個々の扱い、順序をどうしてやる、あるいは全体の手順を立ててやるかというような問題については、これは委員会御自体の考え方もありまじやうし、また、そのときによつての政府の諮問の仕事も、一応そのときにはつきりきめるといふような問題も起きてこようかと思ひます。

○堀委員 これは私は、今の答弁ちょっと重大だと思ふのであります。というのは、委員会の側は、委員会独自として諮問されたものについて答申をすることにしているのではないかと、この法律の建前はそうなっております。一次の各号に掲げる事項に關し、内閣総理大臣の諮問に依りて調査審議する」とあるわけですから、もし審議会ができて、内閣総理大臣の諮問がなければ、委員会自体動けないということになつておるわけですから、そういたしますと、この間池田総理も、諮問がなくなつて勝手にやれるのだというようになつておつたわけでも、法律の建前は諮問に依りて調査審議をするのであつて、諮問もないのに調査審議はできないと思ひますが、そこを確證して参りましょう。

○安井国務大臣 この法律の建前からいたしますと、審議会は、この二条の2で、前項各号に掲げる事項に關し、自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を申し出ることができるといふふうにもなつておりますので、實際問題として、これは審議会自体が積極的に、自由な意思でやられることも可能であると思つております。しかし、扱い方としましては、これは審議会ができましたから、その審議会の運営の模様といふようなこと、状況を参照いたしまして、諮問事項にするか、あるいはどういふふうな手順で扱うかといふことは、具体的にはきめたいと思つております。

○堀委員 法制局は今来ていないですね、呼んでないから……。ちょっと私は疑問があるんですがね。と申しますのは、前段に「諮問に依りて調査審議する」とあることは、今度諮問が出る、これは答申になるということだと思ふんです。調査会としての答申になる。次の第二項は「審議会は、前項各号に掲げる事項に關し、自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を申し出ることができ」とあつて、意見を申し出ると答申とは、私は性格が違ふのじゃないかと思ふんですが、あなた方は、これを同一だという理解をしておられるのですか。

○安井国務大臣 法律的な用語として、あるいは法律的な技術的な解釈につきましましては、これはまた、専門家に必要によりましてはあれですが、政府としましては、答申をお願いしたものに對する答申案はむしろ、それから、自主的に出された御意見について、できるだけ同じような權威を持つたものとして尊重をする、こういう趣旨でございます。

○堀委員 ちょっと法制局の出席をお願いいたします。

○安井国務大臣 選挙局長から、もしなうでしたら……。

○松村(清)政府委員 仰せのごとく、答申と申します言葉は、諮問に對する言葉であり、意見の申し出といふものは、みずからの調査審議の結果に基づくものでございます。言葉はそういう違いはございませうけれども、この答申といふ、意見の申し出といふ、両方とも実質的には調査会の意見でございますから、第三条によりまして、これはいづれも、政府は尊重する建前に法律上いたしておるわけでございます。

○堀委員 そうしますと、私がわからなくなつたのは、第二条で諮問をするのと、あとの二条の二項で意見を申し出ることとは、実質的には差がなくなつて、一体どう違うんですか。今のようなお話で、最初の、諮問の内容になり幅の問題について伺つたこと、これは審議会の意見を聞いていろいろ相談をしなければ、諮問の内容やその他についてまだまだきまらないのだというふうなことから、これは初めから諮問機関でなく、最初の「諮問に依りて調査審議する」を削つてしまつて、あとの「審議会は、前項各号に掲げる事

項に關し、自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を申し出ることができ」とこれだけあつたつていいのじゃないですか。事実上二本にしなければならぬ意味は、一体どこから……。

○安井国務大臣 これは、最初申し上げましたように、政府としては、全般的にこの四つの事項については諮問もいたし、そして答申を期待をする、こういう建前でやつておりますが、それ以外の問題等については、また積極的に自主的な御意見も出れば、これを尊重するといふ考え方でございまして、ただ、先ほど申し上げましたのは、この四つを一時にやるのか、あるいはどういふ手順でやるのだという御質問に對しましては、いま少し全体の成り行きを見ました上で諮問の仕方については十分検討をいたしたい、こういう具体的な問題の扱い方について申し上げましたので、全体としては、この四つを諮問するといふ建前には変わりはないわけでありませう。

○堀委員 ちょっとやはり法制局の出席を求めます。どうも私、それはよくわからない。今それ以外の問題を諮問されて、それ以外の問題についてみずから調査審議をして、総理大臣に意見を申し出られるということになるならば、この一から四までの項目について、ある幅の狭い諮問が予想されるのではないかと思ふんです。もしそうでなくて、これの全般にわたる諮問がされておつて、じゃ、それ以外ということとは、この条項では——その他選挙に關する事項といふようなものがあるなら別ですよ、そうじゃなくて、これは一、二、三、四と項目ははつきりされておるのですから、それ以外の事項

はありやうはないのですか。そうすると、あなたの方々が諮問をする場合に、公の選挙ではあるけれども、これは衆議院の小選挙について聞くといふような諮問の仕方をしたときに、そうすると、公の選挙のあり方として、比例代表制の問題について意見が述べられるといふことはあり得ると思ふのだけれども、だから私が特にここで伺つておるのは、その諮問のあり方がどういふあり方によつて、私は、この法律自体の中に矛盾が生じてくるのではないかといふことを伺つておるわけですよ。

○安井国務大臣 先ほど申し上げましたように、政府はこの四つの項目を期待しておるわけでございませうが、その具体的な扱いにつきましては、これは審議会のいろいろな御意思もございませうから、そういう点について、あるいは手順をどういふふうにやつていくといふような問題も出てくるでございませうし、また、これだけの項目をあげても、それ以外に、また實際の、審議会御自身で御意見を述べたい場合もあり得るかと思ひます。ありました場合には、それを十分尊重しなければいかぬといふふうな考へております。

○堀委員 どうもよくわかりません。「審議会は、前項各号に掲げる事項に關し」と、この二項のあれはしほられておるわけですよ。そうすると、前項各号に掲げる事項といふのは、一から四で、項目がはつきり明らかにされておるわけですからね。その明らかにした分については、あなたの方々は諮問をする、こう言つておるのだつたら、一体その諮問をしたものに対する

答申以外の意見の述べ方というものは、何について意見を述べたのか、私はわからないですね。意見があるならば答申に盛り込まれるはずであって、それ以外に、みずから慎重審議して意見を述べる部分というのは、一体何について述べるのか。四項は、みなあなたの方、諮問することおっしゃっているのですよ。四項についてはすべて諮問すると言っている。

○安井国務大臣 ですから、今の諮問の具体的な仕方につきましては、もう少しこの審議会自身のでき具合と申しますか、審議会の模様も見て、政府も具体的な諮問の仕方はきめたい。今のうちに結核に、全般の問題について御答申願いたいというふうに出しますか、あるいは個々のものを手順をつけて出しますか、その際に、手順をつけよう場合には、しかし、審議会としてはこのほかにもこういう問題があるという御意見がないともいえないと思います。それから、これだけ四つに限りますが、それ以外の中で、自主的にあるいは御意見がないということも保証できないと思いますので、ありました場合には、それはそれで尊重するというふうを考えておりますので、諮問の仕方、具体的な手順、どういふふうにするかという点につきまして、もうしばらく検討した上できめたいと思っております。

を期待しておりながら、その諮問の内容客について、一体どの程度の幅のものを諮問するかまだわからない、委員の顔ぶれがきまってから考えるなどということは、私は、政府は少し急慢だと思ふんですがね。当然、ここでわれわれはこの法案を審議して、できればすみやかにこの委員が委嘱をされ、すみやかに諮問が出来るべきだと思ふんですが、一体あなたの方は、もしこの法律が成立したとすれば、いつごろまでには委員を出し、諮問を出すのか、大体その腹がまえができておられるか、おられないのか、ちよつとこれについて伺いたい。

○安井国務大臣 法律が成立いたしましたれば、早急に発足でき得るように手順を進めていきたいと思います。それから、諮問の仕方、手順につきましては、むろんこの全体の諮問をやるといふ建前でやるわけでございしますが、それについての具体的な手順につきましては、もうしばらく検討した上で決定したい、こう考えております。

○堀委員 早急というのは、日数として一体どのくらいになるか。これは私もこの法案を今後審議していく上に非常に重要な問題になりますのは、御承知のように、われわれは、この前総理大臣に御出席を願つてお願いしておるのですけれども、少なくとも来年の参議院選挙には、根本的な問題については、とてもそれは間に合わないかもしれないませんが、少なくともこの前の選挙制度調査会が答申をしておられる範囲程度のことについては、政府側が答申を受け取つて、次の通常国会には提案をして、そうして、次の参議院選

挙に間に合うようにやつてもらいたい、こういう熱意を持っておられるわけですが、ところが、今のお話のように、早急に委員を委嘱するけれども、その諮問の手順とかその他のについては、今後これから検討する、一体そういうことで、われわれの期待するようなことが出来るかどうか。政府側として少し熱意を欠いておるのではないか。法案がともかく国会に提出されたのは、たしか三月ごろだと思ふ。それから一カ月たつておつても、依然として、その諮問の手続はまだきまっていない、大体諮問の範囲すらもここで答えられないというふうなことで、それで一体、いつになったらその手順がきまり、その範囲がきまるのか。人間を委嘱しなかつたって、人間自体は、これはもう事務処理でできることですから、あなたの方の方にその準備がないなどというのでは、われわれは、これを熱心に審議をするような気持ちにならないのです。どうですか。

○安井国務大臣 前にも申し上げましたように、この四つの事項についての答申を政府としては早急に期待しておるわけでございます。ただ、諮問の具体的な仕方につきましては、もう少し検討した上できめたい、こう思つておるわけでありませう。

○堀委員 手順とか具体的な仕方とかおっしゃるのですが、この順序は、まあよろしいといひましよう。しかし、諮問の方法すらもわからない。第一に、一号をとりましよう。公の選挙及び投票の制度に関する重要事項」といふ、この一項目があるでしよう。じゃ、これについては、一体あなたの方はどういう諮問をするつもりなのか。

まだ今もきまつていないという様なことでは、われわれはこれは納得できない。一の「公の選挙及び投票の制度に関する重要事項」に関しては、総理大臣は、審議会ができたほどの程度の幅の諮問をするのか。それも手順だとか、あるいは取り扱いたいかという問題ではないと思ふのです。この一項目一項目について、はつきりしているものがあります。国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める基準及び具体案の作成に関する事項、これはこのまま諮問になつていいだろうと私は思ふのです。ところが、一号のような書き方がされておると、こういうことでそのまゝが諮問されるのか、もつと範囲を限つたことで諮問をするのか、それくらいについては、あなたの方、こゝへ法案を出してくる以上は考えなければならぬと思ふ。それがあつたら、うしろにくつついていくのじゃないですか。第二号、第三号をくつつけた以上は、法案提出に際しては、順序、時間、別としても、まず第一にはこういう問題、第二にはこういう問題、第三はこういう問題、そういう格好でもよろしいから、この法案を出してきた以上、私は、少なくともそれに答える義務があると思ふのです。どうでしようか。

○松村(清)政府委員 ここに、第二条に四つ列挙してございしますが、諮問に際しましては、この事項そのまゝを諮問するという形でなくて、この中の四つの事項が、あるいはこの全部が含まれておるか、あるいはその一部分が含まれておるか、そういう形でもつて諮問が出来ることになるだろうと思ひます。従ひまして、具体的にどういふ

ことを含めて諮問をするかといひますことは、この審議会が発足しましたときのいろいろな諸情勢を勘案して、きめられるべき問題だろつと思ひます。○堀委員 諸情勢とはどういうことですか。そんな諸情勢なんというものがわからない。どういふのが諸情勢かというのを説明して下さい。発足するのほうに近いのです。一年先に発足するといふなら諸情勢もいけれども、少なくとも今後一カ月以内に発足するの、一体今とこの諸情勢がどう違ふのか。

○松村(清)政府委員 これが発足するのと今と、あまり期間の違いはないかと思ひますが、たとえば、来年の参議院選挙に当面間に合つたやうなつもりでの改正、そういうものを頭に置いた諮問にすると、あるいはいふと根本的な諮問にすると、そういうふうな、そのときのいろいろな事情によつて判断の違いが出てくるかと思ひます。が、そういうようなことが、例をあげて言へば申されるかと思ひます。

○堀委員 大へんおかしな御答弁だと思ふのですが、諸情勢という中で、来年の参議院選挙のために一つ何かやらなければいけぬというやうなものがあるれば、そういうことも勘案してやるのだといふことになる、選挙制度調査会のできてきたゆゑんと今の答弁とは、私はちよつと筋が通つてこないと思ふ。その程度のことでは、すでに前の選挙制度調査会から答申が出ておる。出ておるものを、あなたの方の方は、この前私は総理に質問をしたら、別に出がったときは、これを尊重しなればならないといふことがなくとも尊

重するのだというような答弁をされておるのです。そういうふうな来年度の問題について、来年度の参議院選挙というようにただけを考えるのならば、それは諸情勢でも何でもないので、あたりまえのことであって、きまつておるでしょう。来年度、偶然参議院選挙が行なわれるわけじゃない。そうなるならば、それに因しては、すでに選挙制度調査会の答申があるからそれを尊重して、政府は法案を作っても差しつかえないのです。にもかかわらず、今度これが出てきたということになると、あなたの今の答弁とこれの出た経緯というものは、違ふんじゃないかと思う。同じなら、政府は法案を作つて出すべきだ。そこはどうですか。

○松村(清)政府委員 一昨年の選挙制度調査会の答申に基づきまして、政府も立案はいたしましたし、また、昨年は各党でもいろいろ話し合いが行なわれたわけですが、先般の調査会の答申は何分にも内容が非常に抽象的でございまして、いざ法律案にいたしました場合に、具体的な問題でなかなか意見の一致ということが見られないうわけでございます。そこで、今回は、この審議会には具体的な答申というものを私どもは期待しておるわけでございます。

○堀委員 この前の答申は、あれが抽象的で、今度出るのが具体的だということ、これまた、私は論議が出てくると思うのです。具体的ということになると、今度出てくるのは、その法律要綱というか、ある程度、もうそれイコールすぐそれが法制局へ回れば法案になる。この前のときでも、あれだけ回したって法案になるものが、たくさんあ

ると私は思う。それは多少抽象的なものがあるかもしれないが、全部が抽象的だとは思わない。しかし、そこまでこの審議会ではできませんか。

○松村(清)政府委員 これは今後きめられる運用の仕方かと思ひますけれども、私も、私は、従来のいろいろな経過にかんがみまして、でき得るならば、この答申がそのまま法文の形になり得るような、具体的なものを希望しておるのでございます。

○堀委員 私は実は、今の政府の答弁でちょっと納得がいかない点は、審議会から答申が出たものがどういう形のものであれ、その真意をそのまま政府が把握すれば、そこから法案にするのは政府の責任じゃないか。ところが、今のあなたの答弁を聞いておると、政府は何しろいい子になって、あ

うけて責任を審議会に負わしておいて、そういうことで一つこたごたをできるだけ避けたい、こういうふうな感じに受け取れるわけですが、そこは一体どうですか。政府として、ともかくこれが正しい、国民のすべてが希望しておることだということを考えるならば、そんなに一字一句法律に適用するかどうかということ自体を委員会に求めるべきではなくて、そこは政府の責任においてやるのだということであるべきではないかと思うのですが、一体どうでしょう。

○安井国務大臣 それはおっしゃる通り、建前はそうだと思います。選挙制度調査会の前回出ました御意見につきましても、政府は十分尊重したいと思つておりましたが、御承知のように、なかなか各部門での意見の一致ができなかった。また、できなかったこ

とにつきましても、あの答申自体では、まだ政府としても相当疑問を持っておる面もある。たとえば公営という問題につきましても、公営というものの範囲、あるいは言葉が適切かどうか知りませんが、泡沫候補まで含んで、国民の税金による非常に莫大な費用を全面的に公営に広げていくのがいいかどうか、相当なしんしゃくが要るかどうかというような疑問をあげていけば、いろいろございします。そういう点

につきましても、今度の審議会においては、政府の疑問も投げ出して、もう一つ第三者の解明というか、結論を得たい、こういう趣旨が、今答弁しました中には含まれておると思ひます。

○堀委員 まあそういうことで善意でやられることですから、一々それに文句をつけるわけではありせんけれども、私も、私も、第一に、選挙制度をい

いものにしなければいかぬという点においては一致しておるわけですが、一致しておるけれども、いろいろな利害がそこに入ってくる。率直に言うところ、いろいろな利害が出てくるのは、政府案が出た以後の問題だと思ふのです。だから、審議会から政府案が出るまでの経過は、その点で、もう少しビジネス・ライクな処理がされるのが政府として当然である。選挙制度のようなものは、それが国会にかけられてきて、そこの中でいろいろ論議をされるということなら、私は話がわかると思うのですが、どうも、こういうことがここにつけられた中には、審議会の答申と政府の原案との間に、何か入り込むものがこれまではあり過ぎたんじゃないか。だから、あなたの方としては、ここ

へ入り込まないようにするために、政府みずから政府を縛るような書き方をしてきたように感じるわけですが、幾ら拘束しても、入り込むものはあると思うのです。そこをあなた方は一体どうするか。ここに「審議会から答申又は意見の申し出があったときは、これを尊重しなければならぬ」と書いておつても、それは尊重はしましたけれども、これは違いますという不安が、起るのかもしれないという不安が、われわれにとってはある。こう書かなければならぬところに問題がある。書いたからそれがなくなるわけではなく、一体それについての政府の心がな

えというか、今のお話では、今度とは相違具体的なものになって出る、その答申が具体的なものになったら、政府はその具体的なものをあつたまま一つ出していく。論議は国会でするなら、これは当然のこと、いいと思ふのです。出てくるまでの間に、今度中には入らせないようやるのかどうか、ここらへんは一体どうでしょう。

○安井国務大臣 これは程度の問題で、実際に出た場合の判断によると思ひますが、今言つておられますのは、選挙制度調査会での精神は十分尊重いたしますが、具体的に法案を作成しようと思つた、各方面の意見の一致もそう

なつた、また、政府自身も、考えてみるにまだ相当疑問で、第三者の意見を聞いてみる必要があると思はれる面も相当あるように思はれますので、そういう点をひくくする一つ審議会の御審議を願う、そして出たものにつきましては、できるだけ尊重して、その精神なり具体案を生かしたいということでありま

す。そこら先、字句をどの程度まで考えるか、条章をどの程度まで尊重するかということになれば、これはやはり実際出ました場合の具体的なケースによらなければ、ちよつと御答弁をいたしかねると思ひます。

○堀委員 そうなると、またあいまいな御答弁で遊ばりしてきたくらいに思ひますが、ここで具体的に伺ひます。国會議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める基準及び具体案の作成、こうなつておられます。基準という表現が、私ちよつと気になるわけですが、「議員の数を定める基準」というのは、例をとりま

す。選挙区及び各選挙区において選挙すべき」とありますから、選挙区自体が動くということもこちへ入ってくるのかもしれませんけれども、一号の方にも制度として入る。二号の場合には、選挙区の広がりや多少変更されることが技術的にあるのかもしれません。選挙すべき議員の数、選挙区における数が具体的にばつきり出てくると、これは動かさないのであるかどうか。この前、たしか小選挙区についての選挙制度調査会の答申が出たところから、これが政府提案になるまでは動かした。こういうものすら動かしたという経緯を私は承知しておるのではありませんが、今度、これは一体どうなるか。そういう、はつきりと具体的な問題が出たときには、政府はそのま

まを政府案とするのか。

○安井国務大臣 基準の基本的な問題につきましても、政府としても、審議会の御意見をそのまま十分に尊重していくという精神で当たるつもりでありま

○堀委員 そのまま十分にというよう

な言葉で、私ちよつとまだすぎがあつて納得できないのですが、たとえば、兵庫一区、定員三名のところは五名にする、こういうように出る、あるいは兵庫二区、定員五名のところを六名にする。そうすると、六名区というのはいから、今度は三名区、三名区の二つに分ける。そうすると、どこからどこまでを二区のうちAの区に分ける、片一方をBの区に分ける、こういうような答申を期待しておるのか。第二点は、そういうふうには、はっきりと地域を限り、数が出たのを、今のような、そのままだとというような言葉で、そのものを政府案とするのか、そこらにはまだ訂正される余地があるのか、そここのところを伺いたい。

○安井国務大臣 これは答申案をそのまま採用するというのを原則にして考えますが、しかし、これは実際問題になりまして、どういうケースが生れないとも言えませんから、これを一言一句に至るまでということをごで言明するわけにはいきませんが、精神は、その答申案をそのまま尊重していく、こういうつもりであります。

○堀委員 そうすると、第三条の「政府は、審議会から答申又は意見の申し出があつたときは、これを尊重しなればならない」というものには幅があるというように理解されるのですが、そういうことになるわけですか。今あなたは、そのままだけにいいか、ないんだ、原則はそうだけれども、例外があるんだ、こういうことでした。この前だってそうじゃないかと思ふのですよ。政府が作った委員会が答申をして、それを尊重する意思のないような委員会なら、初めから作らない

ればいい。私は、原則として承認をするつもりだと思ふのですが、例外が多過ぎるということだと思ふのです。その例外を減らすためにここにこの項目を起したのに、依然として原則は尊重するということでは、これから委員になる方も誠意が持たないと思ふのです。具体的な問題については、そのままだと取り上げるんだというくらい、あなた方は勇気があつてもいいのじゃないか。ここにこれだけつけた以上、問題が間にはさまれるのを望まないだらうと思ふ。あなた方政府も意見を述べていけないわけじゃないから、答申の出る前に政府側の意見も審議会に述べる。政府側の意見は述べたけれども、審議会の意見はこうだときめた。しかし、おれたち政府は、やっぱりここをさわるんだというのであれば、これまでもとちと変わらないうと思ふのですが、一体そこはどうですか。

○安井国務大臣 今お答え申し上げましたように、基本的には、その出たものをそのまま尊重するという建前であることは、もう間違いないわけですね。ただし、さういふ事態がないとは言えませんが、それをここで一言一句までいかぬとかなんとかいう問題になりますと、これは言い切れない場合があるかも知れません。しかし、今お話しした御題目に合致して、政府もはっきり考へておるわけでございます。

○堀委員 それでは次に、少し手順について、あなたの方の腹がまえの方を一つ承ておきたいと思ふのですが、公の選挙及び投票の制度に関する事項の中で、公の選挙については、当面諸情勢についてのところは諸情勢のときに

でよろしいが、今は大体どの程度の諸問を考へておるのか。法案を提案してきておるから、今は全然白紙で、何も考へておられませんということは私はないと思ふますが、投票の制度については、一体どの程度を考へておられるか。

○松村(清)政府委員 これは、選挙と投票の解釈の問題をちよつと前提に申し上げたいと思ふますが、この選挙に伴う投票という問題は、「選挙」という文字に含まれて読むわけでございます。ここで「投票」とわざわざ断わりましたのは、最高裁判所の国民審査の投票とか、あるいは地方自治の場におきまして、いろいろリコールの投票等がございます。そういうものを、この「選挙」では読めませんので、「投票」と書いたわけでございます。その区別が言葉の違いでございます。

そこで、今の投票の制度という問題については、今のところ、特に取り上げるほどの問題はないのじゃないかと思ふますが、選挙の方の問題といつては、さしあたっては、少なくとも選挙の公明化をはかるためにはどうしたらいいか、こういう観点から選挙というものを考へるべき問題があると思ふます。

○堀委員 選挙の公明化の面から選挙を考へるということになりますと、当面は、基本的な制度の問題までは、順序としては少しあと回しになるのであつて、その方に比重を置けば、少なくとも今の選挙区制度というものの土台の上で一応ものを考へる。これは次々と、いろいろ出てくるでしようが、そういうふうには理解してよろしいですか。

○安井国務大臣 これは、正直な話、非常にむずかしい問題だと思ふます。現在の選挙区画のままで公明選挙を考へるのか、あるいは区画を合せて、その公明も両方組み合わせるのかという問題は、これはむずかしい問題だと思ふますが、この扱いにつきましては、選挙制度審議会自体におまかせするより仕方あるまいと思ふます。

○堀委員 実は私が今そのことを伺つたのは、これは四つなんですけれども、率直に申しますと、組み合わせが非常に多くあるわけですよ。まず、中選挙区という制度の土台の上で二号の定数基準、いろいろな問題があり、政党その他の政治団体、政治資金の制度があり、公明選挙の運動の問題についてもあるわけですよ。小選挙区制ということになれば、これは各項目みんな違つてくる。その次に、今度は比例代表制となればまた違つて、土台となる中選挙区なら中選挙区というものが一つきまつてこない限り、今あなたのおっしゃるような言い方をして「そんな諮問じゃ、どういふことを諮問されるか、ますますわからなくなるのです。向こうにまかせ切りになったら、順列組み合わせで、あの場合とこの場合と合したら、何百という答申を準備しなかつたらできない。そんなことは、何年かかっても私はできないと思ふのです。そうすると、まず、答申のかまへについては、中選挙区の場合とこのことを想定して、それに伴う二、三、四というものの答申を願う。また、そうでなくて、小選挙区なら小選挙区というものを想定して、それに伴う二、

三、四、その中でもまだ問題が起るのですよ。小選挙区といつたつて、今の国会議員の選挙区及び選挙区における議員定数なんというものは、事実上は幾つも出てくるのじゃないかと思ふのです。それは最終的には一つにしはられるでしようが、経過の中では幾つも出てくるだらうし、今度は、参議院の全国区が変わつてくるために地方区との問題がどうなるかというふうなことになるれば、またこれは一々あれするわけですから、そんなことを考へるわけですから、逆に、私が審議会の委員だつたら、答申のしようもないというふうになつてしまふのです。そういうことだから、われわれが非常に心配をするわけなんです。一体この委員会というものが、一年間でやれるのかどうかということが心配になつてくる。こういうことですから、もう少しそこらについては、事務的処理の面から考えられても、ある程度皆さん方が考え方を整理しておられなければ、問題は発展しないと思ふ。一年以内に答申の出ることを期待しても、委員の身になつてみれば、とんでもない、そんな間口の広いもので答申ができるかということになると思ふのですが、その点一体どうですか。だから私は順序を言つてゐるんですよ。ともかく先に中選挙区という今の現状についてやれという、その次に、また小選挙区なりあるいは参議院の問題なり、順序は、さっきおっしゃつたように手順はあろうかとこころざしです。だけど、最初にやるからなければ、私はこれは充足したつて意味ないと思ふんですよ。どうですか、最初には、現状の中選挙区を中

大臣は四号全部にわたつて諮問するののだと答えられておるわけですが、私は、やはり法律の書き方自体としては、その他選挙に関する重要な事項といふなら、うしろの書き方に了承でき

るけれども、こういう書き方でやるのなら、最初の諮問を削ってしまえばいいと思う。裏返して言うなら、諮問は要らないのです。第二項の「審議会は前項各号に掲げる事項に關し、自ら調査審議して内閣総理大臣に意見を申し出ることが出来る。」それだけでいいのです。それを二段に書かなければならぬというのなら、私は、それだけの積極的な理由を、ここにあなた方は出さなければならぬと思う。

○野木政府委員 審議会は一応恒久的の建前になっておりまして、委員の任期は一年というだけになっておりますから、審議会の性格としては恒久的なものであります。その恒久的なことを考えてみますと、二条一項と二項との関係は、法律的にはこれでよいのではないかと思います。ただ、先生がおっしゃったように、諮問がなくなつて二項だけでもいいじゃないかという議論も、政策論としてはあるいはあり得ると存じますが、それがあつると同時に、こういう建前もまた同様であり得るのではないかと存ずる次第であります。

○堀委員 まああなた方が言うやうなものでいいですが、どうも私は、諮問機関であるやうで、何か自分で勝手に動く委員会であるやうで、一体どっちが主体なのか、これだけを見るならば、さっぱりわからないのです。やはり私は、そういう問題については、こういう委員会ができたときには、諮問をされる委員会であつても、本来諮問をされる委員会は意見を述べられないことではないと思うのだ。いろいろな問題について、意見を付して出したのは政府自体のかまへの問題であつて、

それを聞くかどうか自体は、私は別の問題だと思ふ。にもかかわらず、ここには諮問の問題が出て、意見を申し出る問題が出て、次に「審議会从答申又は意見の申し出があつたときは、これを尊重しなければならぬ」といふ本来ならば書かざるがなのものまでくつついてゐるわけですね。

そこで、ちよつと伺いますが、政府の審議会の中で、答申または意見を尊重しなければならぬという項目のついでにおる審議会が他にあらうか、一つ伺いたい。

○野木政府委員 今具体的の名前はちよつと調べておりますが、ないわけではございません。ございます。たとえば、多少違ふ点もありますが、原子力委員会設置法におきましては、第三条で、「内閣総理大臣は、前条の決定について委員会から報告を受けたときは、これを尊重しなければならぬ」といふ、これを尊重しなければならぬ。このうやうやな規定も置いてございますから、審議会によつては、特にその審議会の答申なりを政治的に見ても非常に尊重しなければならぬといふ場合には、こういう規定を置いても差つかえない、そういうことだろうと存ずる次第であります。これは尊重しなかつたていいかといへば、そういうわけでもないと思ひますが、こういう規定を置けば、やはり法律に置いただけであつて、国会の意思として置かれるわけでありまゝから、政府としては、この規定があるということに留意するといふ意味で、一そう尊重するということになるのではないかと存ずる次第であります。

○堀委員 ちよつとその原子力委員会のところを見せてくれませんか、私はちよつと意味が違うと思ふのだ。——これを見ますと、ちゃんとここには「決定の尊重」ということで、やはり今おっしゃつたやうに、「内閣総理大臣は、前条の決定について委員会から報告を受けたときは、これを尊重しなければならぬ」といふ、これを尊重しなかつたらならぬ。その前に、「委員会は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する」といふ、審議し、及び決定する。と、委員会自体の性格も、第一、目的及び設置が「原子力の研究、開発及び利用に關する行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会を置く。」、こういうことになつていて、本来これは諮問の委員会だといふことになつていないですね。この委員会は独自に動く委員会ですね。それで、それから独自に動く委員会が何らかの報告をしたときには、それは尊重しなかつたといふことで、私は諮問をされる委員会について申し上げてゐるのですが、政府が諮問をする委員会について、その諮問を尊重しなければならぬといふのはあります。私はないと思ふのだ。そんなことしたら、ほかの委員会との関係がめちゃくちゃになつてしまふと思ふのだ。ほかのものは、諮問があつても答申を尊重しなかつたといふ、裏側の意味を法律的には持つてゐる。今度は部分的な改正案を出して、あらゆる審議会、諮問委員会に全部この一項をつけてしまふか、そうすればみんな納得するだらうけれども。

○野木政府委員 今こゝではほかの例を採ってみました。たとえば電波法第九條の十一第一項に掲げる事項を行なう場合には、その諮問に應ずる、そして郵政大臣は、右の諮問にかかる審議会の議決を尊重して措置をしなければならぬ。これはいまだ先の方が書いてあります。そのほか、たとえば運輸審議会、これも「運輸大臣は、左に掲げる事項について必要な措置をする場合には、運輸審議会に諮り、その決定を尊重して、これをしなければならぬ」といふやうな条文もありまゝ。これはおそろく原子力のときよりも古かつたのではないと思ひますが、原子力のときには、それと類似の議論があつたやうな記憶があります。

○堀委員 そういふものがあると、私は重要だと思ひます。そういう委員会における答申と政府の原案の尊重の関係、これは一体どうなるのかといふことについて、これは法制局に伺つてすぐわかることがどうか知りませんが、どうですか。その委員会の答申は、多少程度があるでしようが、しかし、われわれの常識からいくと、九〇%以上くらいは尊重されておるかどうかが、政府原案には……これは法制局は法案についてはわかるだらうけれども、行政措置の問題についてはちよつとわかりませんか。どうですか。事実、そういう尊重の文句がついた部分は、ほぼ尊重されておるかどうかが。

○竹山委員長 ちよつと野木君ではそこまでは無理だらう。

○堀委員 じゃ、いいです。今の問題は、何というか、行政的な問題に關しては、何というか、尊重したら行政的に反映していくといふことであつて、政府が法案を作る土台となる諮問委員会には、どうも私はないのではないかと思ひます。だから、そこは性格がちよつと違ふからよろしいですけども、この第三条の趣旨「これを尊重しなければならぬ」といふのは、あなた方は相當な幅があると理解しておられるかどうか、要するに、出てきたものと、それから政府の提案する法律案、その間にはどの程度のゆとりがあるかとあなた方は理解をして、こういう法案が出されようといふといふやうに法制局としては考えられるか。

○野木政府委員 現在この案に現れてゐる限りにおきましては、「政府は、審議会から答申又は意見の申し出があつたときは、これを尊重しなければならぬ」といふことでありまして、これは政府といつても、国会で議決になつた法律の条文になつてゐるわけでありまゝから、これがない場合よりも一そうこの審議会の意見を尊重して、何と申しましようか、憲法上の問題とか、その他ほかの問題がない限りは、大体その答申に沿つて法案を作っていく。原則的には、そういうことにはなるものではないかと思ふ次第であります。

○堀委員 原則的には、答申イコール政府の案といふやうに理解していいわけですね。

○野木政府委員 ただ、この法律解釈論といつたしましては、政府が尊重した場合におきましても、全くその通りに法案を作つて、そのまま出さなければならぬのかどうか、そこまで政府が拘束されるのかどうか、そういう点につきましては、尊重しなければならぬといふことは、側面から見た場合には、そこまで強いものではないと思つております。

○佐野委員 関連して。今の尊重しなければならぬといふのは、法的拘束

力を規定したものではなくて、倫理現実でしよう。

○野木政府委員 何と言いましようか、これを政府が尊重しなかった場合に、これに対して別に刑罰があるとか、損害賠償とかいうような格好の手段はありません。これはおそらく国会で内閣不信任案、そういうことで政府の責任を問う、そういうことになるのではないかと思います。

○佐野委員 どうも、尊重しなければならぬという規定、こういう単なる倫理規定を挿入するということに、問題があるのではないかと思うのです。というのは、ここに青木委員もおられますけれども、警察官職務執行法のときにも、いわゆる人権を尊重しなければならぬという倫理規定を入れるから心配するということでしたが、こういう倫理規定を法案の中に入れることが、近代的な法律の形態ではないのではないですか。たとえば、もう一つ、これは青木大臣のもとにおいて出て参った法律改正なんです、消防法改正のときに、町村消防に対して国、府県は干渉してはならないと具体的に、明確に法律になつてゐるのを、国、府県は地方消防の自治権を尊重しなければならぬと改正して、だから干渉するんだという。前のときには干渉してはならないという規定を、尊重しなければならぬというのに切りかえる、こういう倫理規定が非常に多くなつてきているのではないかと思うのです。法律でもっと具体的に、明確に、個別的に、規範的に規制するのが法律の建前じゃないかと思うのです。ですから、こういう倫理規定を設ける

ところいろいろな疑惑が出てくる、何ら法的拘束力を持たない、しかも、こういう倫理規定を入れられる、こういうことに対して、安井大臣はどうですか。

○安井国務大臣 この、尊重しなければならぬ、あたりまえじゃないかと、その限度については、今法制局から答弁した通りであらうと存じます、特にこの選挙法の答申の歴史にもかんがみまして、今度はでき得る限り、政府としてはこの答申案を、うのみにすると言つては語弊があるかもしれないが、十分反映したもので法律にしたい、こういう意思を積極的に表示したのも、この御理解いただきたいと思ひます。

○堀委員 そこで、法制局に何つておきますけれども、今おっしゃつたように尊重しない場合がある、尊重しない場合は、当然、政府は尊重しないという積極的な理由を明らかにしなければならぬ責任が、この一項が設けられた以上生ずる、こういうふうには思ひますが、法制局としてはどう考えられますか。

○野木政府委員 尊重しない場合に、その理由を明らかにしなければならぬ。尊重しない場合は、何か理由があつてその答申通りのことができないか、それは、たとえば国会の審議を通じてとか、いろいろな点で明らかにされることになると存じます、しかし、直ちにそれを、どういう方法ですか、明らかにしなければならぬといふ法律上の義務があるかどうかと申しますと、そうした方が適當であらうとは存じますが、別にそうしなければなら

ないといふ法律上の義務は直ちに生ずるかどうか。たとえば、法律上の義務という意味は、この第三条の規定も一つの法律に書かれてありますから、尊重するといふ義務も一つの法律に書かれた義務、こういうことも法律上の義務と考えてゐるわけであり、それから、必ずしもそこまでの義務は、この規定からは直ちに生じてこないのじゃないかと思つております。

○堀委員 この問題はこれで終ります。法制局へつこうです。次に、第四条へ参りまして、「特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。」この特別の事項とは、一体何でしょうか。

○松村(清)政府委員 これもそのときのいろいろな事情でいろいろ問題が出てくると思ひますが、たとえば、選挙の公明化の問題を調査審議するという場合に、選挙運動に関する関係でどういふふうな直していったらいいか、こういうふうな問題が出たときに特別の事項と、こういうふうな考えられると思ひます。

○堀委員 そうすると、その「必要がある」と、こういう表現になつてゐますね。必要があるときはという判断は、だれがするのですか。

○松村(清)政府委員 これは、諮問者である、あるいは特別委員の任命者である内閣総理大臣にあると思ひます。

○堀委員 そうすると、この特別の事項といふものは、ほんと出たり、なくなつたり、ほんと出たり、なくなつたり、しよつちううういうことが起こるといふふうな想定になりますね。今のいろいろな事情といふいろいろな

問題のときといふことになる、そのいろいろなも、もうちょっと具体的に聞かなければ、一体いろいろとは何かかわらないのです。これの性格といふのは、ある特定の、何かこういうものといふものが想定をされておつて、それについては、当然、この特別委員といふ問題は、国会議員の参加をする問題との関連であるわけですから、そういう問題について、あの程度の想定が私にはあるべきだと思つたのですが、任意にちよつと出てきたら、はい、すぐ特別委員を作る、また、特別の事項がなくなつたら、すぐ解任することになつてゐますね。特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。こういう理解の上で立っているのですか、この特別委員会は、ちよつとそこをはつきりして下さい。

○松村(清)政府委員 これは運用の仕方にかかると思ひます。従ひまして、選挙運動に関する事項を調査審議するときは、国会議員は非常に密接な関係がございまして、特別委員になつていただく必要があればなつていただく。これは例でございしますが、たとえば罰則の問題というふうな点になりまして、国会議員外の学識経験者だけで論議した方がよいと思はれる場合は、国会議員といふものは抜けることになつてゐます。これは従つてそのときそのときの事情によつて、また、審議会の運用の仕方によつて、いろいろ違つたケースが出てくるだらうと思ひます。

○堀委員 次に、「審議会は、必要があるときは、公聴会を開くことができる。」この公聴会を開き方については、今のあなたの

表現からすると、これも、総理大臣が必要があると認めたときはこういうことになりそうですが、この部分については、私どもは、どうも委員が、やはりこういう重要な問題については公聴会を開きたい、こういう必要があると、ただ、さっきのように、意見を具申してワン・アクションを置いていふということになると別問題かもしれませんが、公聴会等の問題については、その「必要があるときは」といふ、これはどうも表現がその点で不確定な気がするのですが、どうですか。

○松村(清)政府委員 これは第八条をお読みになつたらその通りなんでございしますが、審議会は公聴会を開くといふことで、審議会が、開く開かぬをきめるわけでございます。

○竹山委員長 本日はこの程度で質疑を終りまして、次会は、来たる四月十二日午前十時から理事会、十時半から委員会を開会いたします。本日は、これにて散会いたします。午後零時十七分散会

昭和三十六年四月十一日印刷

昭和三十六年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局